

介護の 未来かけ たたかう



特養あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会

全日本民主医療機関連合会発行『民医連新聞』緊急連載2016年5月23日～7月4日
特養あずみの里裁判①～④「介護の未来をかけたたかう」
——— 木嶋日出夫弁護団長より



「支援する会」発行のパンフレット。
裁判傍聴、カンパ、集会参加、入会での支援を呼びかけています。

連絡先 「特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会」
〒399-8204 安曇野市豊科高家5285-11 協立福社会気付
☎0263-71-2300 FAX0263-73-0788

緊急連載

特養あずみの里裁判①

木嶋日出夫弁護士

どんなできごとが 刑事裁判に かけられたのか？



長野・特別養護老人ホームあずみの里で起きたできごとが、刑事事件として訴追されています。弁護団長をとめる木嶋日出夫弁護士（右）の寄稿で、今号から4回連載します。第一回目は「事件のあらまし」。いったい、どのようなできごとが刑事裁判とされているのでしょうか。

事件の概要

2013年12月12日午後3時20分ごろ、長野県民医連に加盟している特養あずみの里Cチームの食堂で、おやつとして提供されたドーナツを食べていた85歳の女性入所者が、ぐったりして意識を失っているところを、遅れて食堂に入ってきた介護職員が発見しました。職員による救急措置、救急隊による救急措置と病院への救急搬送がなされましたが、女性には意識がもどらないまま、14年

1月16日、入院先の病院で亡くなりました。

このできごとをとらえて検察は、14年12月26日、異変があった時は女性の隣で食事全介助の男性入所者にゼリーを食べさせていた准看護師を、女性に対する注視を怠りドーナツを誤嚥・窒息させ、心肺停止状態におちいらせ、低酸素脳症により死亡させたとして、「業務上過失致死」で長野地裁松本支部に在宅起訴したのです。

◆ 特養あずみの里は定員65人の

きています。

准看護師のどこに違反が

施設の介護職員は全部で23人であり、Cチーム担当の介護職員は8人でした。看護師は師長を含め6人いて、入所者65人全員に対する看護業務が基本でしたが、施設では、介護現場が大変だということもあり、看護師にも「応援」として、一部介護業務をさせていました。

この日のおやつ担当の介護職員は2人でしたが、1人の介護職員は、入所者の排泄介助が長引いたため食堂に来るのが遅れたの

です。起訴された准看護師は、この日のおやつ介助は応援として入りました。17人の入所者にドーナツやゼリーを配り終えた後、食事全介助の男性入所者の隣に座り、介護職員が運んでくれたカフェオレをひと口飲んで、男性入所者にゼリーを食べさせはじめました。三口食べさせたとき、遅れて入ってきた介護職員によって、女性の異変が発見されたのです。

この准看護師に一体どのような注視義務違反があったのでしょうか。

（民医連新聞 第1620号
2016年5月23日）

ずさんな警察・検察の 捜査・起訴のねらいは？

緊急連載

特養あずみの里裁判②

長野・特別養護老人ホームあずみの里での2013年12月のできごとが、刑事事件として訴追されています。木嶋日出夫弁護士（右）の寄稿。今回は、「捜査・起訴の経過とそのねらい」です。

長野県警本部と安曇野警察署による捜査と検察による起訴は、異常に早く、またずさん極まりないものでした。

2014年1月7日、施設長に対する警察の取り調べが始まり、続いて施設から膨大な関係記録が押収されました。2月1日には施設とご遺族との間で示談が成立していましたが、警察は捜査をすすめ、5月22日、准看護師を業務上過失致死容疑で検察庁に

送検しました。検察は、起訴直前に准看護師に対して2回の取り調べをしただけでした。

きちんと捜査がされず

警察は、女性の異変があったおやつ時の状況について、ともに現場再現をしていません。食堂にはどのような配置で何人の入所者がいたのか、それぞれの入所者の食事要介助の状況はどのようなものだったのか、おやつ介助にあたった2人の職員がどのような動きをしていたのか、女性がつドーナツを食べ始め、いつ身体をぐったりさせたのか、肝心なことをまったくつかんでいないのです。

弁護団の現場再現によれば、異変を発見した介護職員が異常の無い女性を最後に見てから異変を発見するまで、わずか28秒でした。准看護師が、カフェオレを口にしながらい異常の無い女性を見てから異変が発見されるまでの時間は、約1分でした。

警察も検察も、本当に女性がドーナツを誤嚥して窒息となり、それが原因で心肺停止となったのか否かについて、厳密な医学的

検討をしていません。

おやつ時にドーナツを食べていた女性が、突然ぐったりとして意識を失っていたのを間近に見た准看護師や施設のスタッフは、「ドーナツを喉につまらせて窒息した」と思い込みました。そのため、その後のご遺族との示談や「再発防止のためのふり返り」では、誤嚥を前提に行動しました。だからといって、女性がドーナツを誤嚥し窒息して死亡したことが、客観的な真実であるということにはなりません。

本件では、死亡直後に病院の主治医が女性の脳CTを撮影していましたが、しかし、警察も検察も、その存在すら知らなかったというお粗末さでした。

不満の目をそらす起訴

ではなぜ、今回このような乱暴な捜査や起訴がされたのでしょうか。15年12月1日、長野県健康福祉部長は、県警本部からの依頼を受けて、県下の介護等入所施設に対して通知を出しています。「入所者が亡くなった場合、警察では『事件性を判断するため』身体確認や施設の状態などについて

て確認している」とした、警察に対する協力要請の通知です。本来、警察は、犯罪があるとの合理的な疑いもないのに捜査に入ることにはもちろん、「事件性を判断する」ために介護施設に入ることなどできません。

いま、介護の現場は大変です。職員の献身的努力によって、なんとかかさえられているというのが実態です。政府は、15年4月から介護報酬を2.27%マイナスとする改定を強行しました。このような施策は、施設での転倒事故や誤嚥事故などを増大させ、遺族の方々の不満を高めるでしょう。

警察は、遺族の「代弁者」となることによって、政府に対する不満から目をそらしたい、介護施設全体に対する支配・介入の機会を拡大したいのです。

ここに、本件での警察や検察の性急でずさんな捜査・起訴のねらいが透けて見えます。

(民医連新聞 第1621号
2016年6月6日)

緊急連載 特養あずみの里裁判③

刑事裁判は

どうすすんでらるのか？

長野・特別養護老人ホームあずみの里で2013年12月に起きたできごとが、刑事事件として訴追されています。弁護団長の木嶋日出夫弁護士の寄稿で、連載しています。今回は「裁判の経過」です。

これまで裁判の公判は、4回行われました。

第1回公判：2015年4月27日、検察官の起訴状朗読
第2回公判：2015年9月2日、被告人と弁護人の意見陳述・検察官の冒頭陳述
第3回公判：2015年12月3日、裁判長から検察官に6項目の釈明命令

第4回公判：2016年3月14日、弁護人の冒頭陳述・検察官から証拠調べ請求・弁護人から証拠調べ請求・検察官請求の証人尋問（1人）を次回公判で行うと決定

弁護団の基本的な弁護方針は、「事実を全面的に明らかにするこ

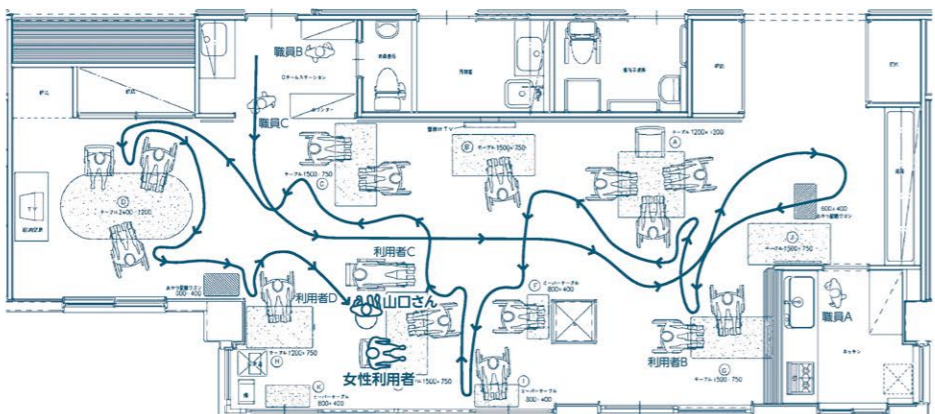
とによって、被告人の無罪・無実を勝ち取ること」です。そのために、弁護団は次の3点を明らかにしようと、精力的にとりくんできました。

(1) 女性に異変のあったおやつ時の現場再現を行い、准看護師には女性に対する注視義務違反や見守り義務違反もなかったことを明らかにする。

(2) 施設における看護師と介護職員の職務の違い、女性には「誤嚥の特癖」はなかったことなどを明らかにして、業務上過失責任の前提事実がないことを明らかにする。

(3) 女性の心肺停止の原因がドーナツの誤嚥・窒息ではなく、

弁護団が現場再現活動で得た、当日のおやつ時のCチーム食堂での17人の入所者の配置と、准看護師の動き



准看護師の行為と死亡との間には因果関係がなかったことを明らかにする。

全力で無実を勝ち取る

第4回公判では、弁護人が5時

間におよぶ冒頭陳述を行いました。弁護団と特養あずみの里の役員の方々の皆さんのそれまでの事実解明の努力を集大成したものでした。検察官からは16回におよぶ異議申立がありました。これはすべて却下・棄却させて陳述を

続けました。本件の全容を明らかにして准看護師の無実・無罪を勝ち取るうえで大きな一歩となりました。

官から提出される証拠を弾劾し、弁護人が冒頭陳述で明らかにした本件の全体像を立証する活動に全力を尽くしていきます。

(民医連新聞 第1622号
2016年6月20日)

緊急連載 特養あずみの里裁判 ④

介護の未来がかかった 裁判での勝利のために

長野・特別養護老人ホームあずみの里で2013年12月に起きたできごとが、刑事事件として訴追されています。木嶋日出夫弁護士長の寄稿。最終回は「無罪を勝ち取るために」です。

人間的な介護が困難に

今回の警察の捜査と検察の起訴は、起訴された准看護師本人はもとより特養あずみの里の職員全体に、また介護施設で働く多くの皆さんに耐えがたい苦痛と不安を与えています。

一生懸命入所者のために介護

していても、異変や事故が起きたら、有無を言わずに捜査され刑事訴追される。そんなことが日常的に行われるようになったら、介護職員は職場を離れ、介護内容で萎縮が始まるでしょう。

転倒事故を避けるために身体を拘束する、誤嚥事故を避けるために流動食しか与えない、などという介護になっていくでしょう。高齢者の尊厳、生きがいや希望にそった介護は、影をひそめることになります。

介護活動が 検察追い込む

弁護団は、警察・検察が押収し

た膨大な記録を返還させ、職員の皆さんの協力を得て異変が起きた当日の現場再現を行うなど、警察と検察のさまざまな捜査と起訴の不当性を明らかにしてきました。

多くの医師の協力を得て、女性の突然の意識喪失と心肺停止が、ドーナツの誤嚥や窒息によるものではなく、食事中の突然の脳疾患・心疾患と見るのが医学的に合理的であるとの鑑定書も作成し、証拠申請しています。

また、福祉・介護の研究者の協力を得て、本件起訴がわが国の介護施策と介護現場に重大な悪影響をもたらすことを明らかにする意見書も書いていただき、証拠申請しています。

検察官の起訴状・公訴事実と冒頭陳述の具体的内容に立ち入って釈明を求め、裁判官から6項目の釈明命令が出されるところまで検察官を追い込んできました。

いよいよ本格的な証拠調べの段階に入りますが、今年4月の人事異動で、裁判官3人と主任検察官が全員入れ替えになるという新しい局面も生まれています。

これまでの公判では間違いな

く弁護側が一步リードしてきたと思います。日本の刑事裁判には自白偏重など重大な問題があるとされています。それらを取り越えるいつそう強力な弁護活動が求められています。

全国からの支援 欠かせない

裁判の勝利のためには、法廷内での准看護師と弁護団の活動だけでは不十分です。当事者と弁護団をささえる全国の皆さんの広範な支援がどうしても必要です。

昨年「特養あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会」が発足しました。会の皆さんは、公判傍聴、無罪判決を求める世論を広める活動、当事者に対する精神的・財政的な支援活動を強めています。

介護の未来がかかったこの裁判で無罪を勝ち取り、人間の尊厳をまもる介護の前進のために、全国の皆様の一層のご支援をお願いします。

(民医連新聞 第1623号
2016年7月4日)

介護従事者の声

現場の実態を無視した不当起訴だと思います。今後の介護現場への影響もはかり知れない出来事です。絶対に無罪を勝ち取っていただきたいです。
(長野県・病院事務)

悔しくて涙が出ました。全国どこでも起こりえることです。あずみの里を1人にはしません!! ずっと応援しています。(福島県・介護職)

利用者・家族の声

あずみの里に姑が入所していますが、大変良心的な特養で感謝しています。この度の出来事で、准看護師さんが起訴されたことに驚き、危機感をもっています。

現在の福祉政策の貧困を、このような個人責任に押し付けるような事は絶対に許せません。

寄せられた利用者・家族と介護従事者の声
(リーフより)